

**ブロック塀などの撤去費用補助事業 令和2年度が“最終年度”です**

ブロック塀などの撤去工事費用の一部を補助する事業は、令和2年度が最終年度です。希望する人は、申請してください。

補助対象／公衆用の道路に面して設置の、高さ80cm、幅2mを超えるコンクリートブロック塀・石塀・万年塀（門柱含む）にかかる撤去費用

補助金額／「撤去費用」と「塀の撤去面積1㎡当たり8,000円を乗じた額」を比較して少ない方の額の2分の1（補助上限10万円）

補助金算定例

撤去面積20㎡のブロック塀を工事費20万円で撤去した場合

⇒工事費20万円 > 16万円 (8,000円×20㎡) 16万円×1/2 ⇒ 補助金8万円

申請方法／担当課に備え付けの申請書に、位置図、平面図、工事見積書の写し、工事前の写真を添付し、提出してください。

注意事項／・原則、申請前に工事されたものは対象外です。

- ・補助対象は撤去経費のみで、新たな塀を設置する経費は対象外です。
- ・隣地との間の塀など、道路に面していない箇所の塀は対象外です。
- ・撤去後、新たに塀を設置される場合は、フェンスや生け垣などの軽質な塀としてください。また、フェンスの基礎ブロックの場合であっても、道路高80cm未満としてください。
- ・撤去後に敷地などを販売する場合は対象外です。
- ・土地と道路が接している部分（接道部）から塀までの距離が、塀の高さの1.5倍を超える場合は対象外です。

問合せ／建設課 都市計画係 ☎22-7513